

ソーシャルインクルージョン

人権文化を育てる会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-7 ヒルクレスト平河町 407

助成事業の概要

(1) 第 22 回シンポジウムの開催事業

世界人権宣言 50 周年を記念して設立された当会も 23 年目を迎え、人権伸長と人権課題解決の一層の推進を目的として、毎年人権週間にシンポジウムを開催している。2021 年は、12 月 10 日衆議院第二議員会館で、「ウイズコロナ時代における、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）のあり方」をテーマに実施。経済・社会構造の変化、情報社会の進展等により、障害者をはじめ様々な立場の多くの人びとが社会から排除され、孤立するという深刻な社会問題が、新型コロナウイルス感染症により、一層増幅・深刻化していることを踏まえ、これを解決するためにソーシャルインクルージョンの理念に基づく、取り組みの一層の強化策を探る。

(2) 「自殺、ひきこもり問題等相談の状況～ウイズコロナ時代における状況と対応について～」調査報告

(3) 「更生保護施設における刑務所出所者の現況と対策～ソーシャルインクルージョンの観点からの考察～」調査報告

(4) 「日本における社会的排除・孤立化の現状と対策」調査報告

事業の成果

(1) 第 22 回シンポジウムの開催事業

人権伸長と人権課題解決の一層の推進を目的とする、人権週間恒例のシンポジウムとして、12 月 10 日（金）17 時から衆議院第二議員会館第 5 会議室で、「ウイズコロナ時代における、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）のあり方」をテーマに開催した。なお、コロナ対応のため、定員を 30 人に限定して実施し、希望者（約 70 人）には、当日の資料等を後日送付した。

パネリストは、（社福）草むら事務局長の遠津孝保氏、ビル&メリнда・ゲイツ財団日本常駐代表の柏倉美保子氏、更新会常務理事の山田憲児氏を、炭谷茂（社福）恩賜財団済生会理事長。コーディネーターを水口好久当会事務局長が務めた。

経済・社会構造の変化、情報社会の進展等により、障害者、高齢者、ひきこもりの人、ホームレス、刑務所出所者、外国人等の多くの人びとが社会から排除され、孤立するという深刻な社会問題が、新型コロナウイルス感染症により一層増幅・深刻化していることを踏まえ、これを解決するためのソーシャルインクルージョンの理念に基づく、取り組みの一層の強化策を探った。そこで、孤立し、排除されている人びとの支援の現場に立つパネリストからその要因や実態報告を行い、その解決方法とソーシャルインクルージョン実現へ向けた課題について明らかにし、その具体的取り組みの方向性を示すことができた。

(2) 「自殺、ひきこもり問題等相談の状況～ウイズコロナ時代における状況と対応について～」調査報告

遠津孝保・社会福祉法人草むら事務局長に、自殺、ひきこもり問題等相談の実施状況の報告とその背景としての精神障害者等を取り巻く現状と多摩ニュータウンの高齢化進行と 8050 問題の顕在化という地域的特性を踏まえた分析により、地域コミュニティにおける、就労困難者・生活困窮者への支援で必要なことと相談事業の拡充など対応策を示すことができた。

(3) 「更生保護施設における刑務所出所者の現況と対策～ソーシャルインクルージョンの観点からの考察～」調査報告

山田憲児・更生保護法人更新会常務理事・保護司に、更生保護施設のなりたち、機能（役割）、刑余者の更生を阻むもの、国民の犯罪あるいは犯罪者観の推移と現状、刑務所出所者の厳しい現実を報告。インクルージョン社会の実現こそが犯罪や非行の少ない社会への近道であり、インクルージョン社会（包摂社会）が成り立つための具体的提言を示すことができた。

(4) 「日本における社会的排除・孤立化の現状と対策」調査報告

炭谷茂・社会福祉法人恩賜財団済生会理事長に、現代の日本社会における、多くの社会問題を抱える人びとの存在と、近年それらの問題が、解決に至らず、量的に益々増加し、質的にも解決がむしる困難になってきている中で、新型コロナウイルス感染拡大により、人々が他人との交流を控え、孤立を深めるようになったため、そうした社会問題が一層悪化している現状に立った、代表的課題と問題点の整理。ソーシャルインクルージョンのヨーロッパ社会での成り立ちと必要性、日本でこれを実現するための方策として、済生会の使命の本質には

ソーシャルインクルージョンの理念が存在し、最大限の努力を傾注しているおり、その具体的取り組みを示すことにより、日本社会全体の取り組みの方向性を示すことができた。

成果の広報・公表

(1) 第 22 回シンポジウムの開催事業

当日の資料とシンポジウムの概要をソーシャルファーム推進議連メンバーをはじめ衆参両院議員に配布するとともにメールおよび SNS を活用した広報を行った。

(2) 「自殺、ひきこもり問題等相談の状況～ウイズコロナ時代における状況と対応について～」調査報告

報告書を作成 (50 部) し、関係者に配布した。

(3) 「更生保護施設における刑務所出所者の現況と対策～ソーシャルインクルージョンの観点からの考察～」調査報告

報告書を作成 (50 部) し、関係者に配布した。

(4) 「日本における社会的排除・孤立化の現状と対策」調査報告

報告書を作成 (50 部) し、関係者に配布した。

今後の展開

ソーシャルインクルージョンの理念が誕生したヨーロッパと比べて、暴力的な社会的排除の行為が少なく、問題の認識が希薄だったことから、日本ではソーシャルインクルージョンは、進展をみなかった。また、縦割り政組、個別の対象者を単位に金銭やサービスを提供する福祉制度などが中心のため、ソーシャルインクルージョンのような面を単位に展開する手法に習熟していなかつ

たことがあげられる。そうした中で、ソーシャル・インクルージョンを基本理念とする具体的政策推進策として、東京都ソーシャルファーム促進条例が制定され、「認定ソーシャルファーム」が誕生し、事業活動が始まった。

都条例の成果を踏まえ、法律の制定、全国的なソーシャルファームの展開によるソーシャル・インクルージョン理念の普及と推進を図りたい。

ソーシャル・インクルージョン理念に基づく政策としては、社会参加・就労の場へのハードルが高い精神障害者、知的障害者、適応障害者、アブローチに困難を抱えるひきこもり、刑余者などへの支援・相談の仕組みの構築を図りたい。